◇ 目



愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

平成22年6月29日火曜日 第2179号外1

条 例	
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例及び一般	
職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	1
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	2
愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例	3
愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正	
する条例	4
愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改	
正する条例	8
愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一	
部を改正する条例	9

次 ♦

町としての要件に関する条例の一部を改正する条例	11
愛媛県県立自然公園条例等の一部を改正する条例	11
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	28
愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	30
愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例	30
愛媛県中山間地域等直接支払基金条例及び愛媛県離島漁業再生支	
援基金条例を廃止する条例	31
愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例	31
県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学	
校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部を改正	
する条例	
愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例	33

条 例

○愛媛県条例第29号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第1条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年愛媛県条例第14号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 前 (職員団体のための職員の行為の制限の特例) (職員団体のための職員の行為の制限の特例) **第2条** 職員が、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行 **│第2条** 職員が、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行 ない、又は活動することができる場合は、次の各号に掲げる場合 ない、又は活動することができる場合は、次の各号に掲げる場合 とする。 とする。 (1) 省略 (1) 省略 ② 休日又は休日の代休日 (特に勤務を命ぜられ ② 休日、休日の代休日及び超勤代休時間(特に勤務を命ぜられ た場合を除く。)並びに年次有給休暇並びに休職の期間におい た場合を除く。)及び 年次有給休暇並びに休職の期間におい て職員団体のためその業務を行い、又は活動をする場合 て職員団体のためその業務を行い、又は活動をする場合

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(第1号任期付研究員の裁量による勤務)	(第1号任期付研究員の裁量による勤務)
第7条 省略	第7条 省略
2~4 省略	2 ~ 4 省略
5 職員勤務時間等条例第2条の2、第10条の2並びに第11条第3	5 職員勤務時間等条例第2条の2並びに第11条第3
項(週休日に係る部分を除く。)及び第4項の規定は、第1項の	項(週休日に係る部分を除く。)及び第4項の規定は、第1項の
場合における第1号任期付研究員には、適用しない。	場合における第1号任期付研究員には、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

○愛媛県条例第30号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

後

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(3) 省略

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業 に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上 の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員

が、当該育児

休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための 計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居し たことその他の育児休業の終了時に予測することができなかっ た事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について 育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることと なったこと。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しな い場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事 情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(4) 省略

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育 児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了 後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をし た職員

が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤 務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画 書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) 省略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第4条 育児休業法<u>第2条第1項ただし書</u>の条例で定める特別の事 **│第4条** 育児休業法<u>第2条第1項 </u> の条例で定める特別の事 情は、次に掲げる事情とする。

正

(1)~(3) 省略

- (4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業 に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児 休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が 3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会 規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児 休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための 計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居し たことその他の育児休業の終了時に予測することができなかっ た事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度 の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることと なったこと.

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しな い場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事 情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(4) 省略

- (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育 児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了 後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であ るものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業 その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当 該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法
 - により当該子を養育するための計画について育児休業等計画 書により任命権者に申し出た場合に限る。)。
- (6) 省略

附 則

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年愛媛県条例第2号)による改正前の職員の育 児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の職員の育児休 業等に関する条例第4条第4号又は第12条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

○愛媛県条例第31号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例

愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

... _ ...

改 正 前

(失業者の退職手当)

第10条 省略

2~5 省略

6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条 第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法<u>第38条第1項に</u> 規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に 掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業し ている場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から 第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当とし て、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、支給す る。

īF

(1) • (2) 省略

7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法<u>第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者</u>に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、支給する。

8・9 省略

10 第 1 項、第 2 項及び第 4 項から前項までに定めるもののほか、 第 1 項又は第 2 項の規定による退職手当の支給を受けることがで きる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法 第36条、第37条及び<u>第56条の3</u>から第59条までの規定に準じて人 事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる 給付を、退職手当として支給する。

(1)~(6) 省略

11 前項の規定は、第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「第36条、第37条及び<u>第56条の3</u>から第59条まで」とあるのは「<u>第56条の3</u>から第59条まで」と読み替えるものとする。

12 省略

- 13 第10項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第2項又は第10項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
 - (1) 雇用保険法<u>第56条の3第1項第1号イ</u>に該当する者に係る就 業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた 日数に相当する日数

(失業者の退職手当)

第10条 省略

2~5 省略

6 勤続期間 6 月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法<u>第38条第 1 項各号のいずれか</u>に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、支給する。

(1) • (2) 省略

7 勤続期間 6 月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法<u>第38条第 1 項各号のいずれか</u>に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第 2 号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、支給する。

8・9 省略

10 第 1 項、第 2 項及び第 4 項から前項までに定めるもののほか、 第 1 項又は第 2 項の規定による退職手当の支給を受けることがで きる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法 第36条、第37条及び<u>第56条の 2</u> から第59条までの規定に準じて人 事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる 給付を、退職手当として支給する。

(1)~(6) 省略

11 前項の規定は、第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「第36条、第37条及び第56条の2から第59条まで」と読み替えるものとする。

12 省略

- 13 第10項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第2項又は第10項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
 - (1) 雇用保険法<u>第56条の2第1項第1号イ</u>に該当する者に係る就 業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた 日数に相当する日数

- (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
- 14・15 省略

- (2) 雇用保険法<u>第56条の2第1項第1号口</u>に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
- 14・15 省略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県職員退職手当条例第10条第6項及び第7項の規定は、平成22年4月1日(以下「適用日」という。)以後に同条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。以下同じ。)となった者に係る退職手当について適用し、適用日前に職員であった者であって、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるものに係る退職手当については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第32号

省略

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。		
改 正 後	改正前	
(法人の県民税の申告納付の期限)	(法人の県民税の申告納付の期限)	
第17条の2 県民税の納税義務がある法人がなすべき申告納付の期	第17条の2 県民税の納税義務がある法人がなすべき申告納付の期	
限は、法第53条第1項、第2項、第4項、 <u>第19項及び第23項</u>	限は、法第53条第1項、第2項、第4項、 <u>第5項、第24項及び第</u>	
に定めるところによる。	28項に定めるところによる。	
(法人の事業税の税率等)	(法人の事業税の税率等)	
第18条の2 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業	第18条の2 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業	
を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分	を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分	
に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。	に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。	
(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額	(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額	
ア・イー省略	ア・イ 省略	
ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所	ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所	
得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲	得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲	
げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額	げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額	
省略	省略	
各事業年度の所得のうち年800万円を 省略	各事業年度の所得のうち年800万円を 省略	
超える金額	超える金額 <u>及び清算所得</u>	
(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業	(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業	
年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右	年度の所得 <u>又は清算所得</u> を区分し、当該区分に応ずる同表の右	
欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額	欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額	
省略	省略	
各事業年度の所得のうち年400万円を超 省略	各事業年度の所得のうち年400万円を超 省略	
える金額	える金額及び清算所得	
(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各 (3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて		
事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表	事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表	
の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額	の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額	

省略

各事業年度の所得のうち年800万円を超	省略
える金額	

2 省略

- 3 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行 う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行 う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の 各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ 省略
 - に100分の7 2を乗じて得た ウ 各事業年度の所得 会 額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得___ に100分の6.6を乗 じて得た金額
- (3) その他の法人 各事業年度の所得 に100分の9.6 を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期限)

- 第72条の25第1項に規定する所得割等又は 収入割 についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に 定めるところによる。
- (1) 省略
- (2) 法第72条の25第2項(同条第6項(法第72条の28第2項又は 第72条の29第2項において準用する場合を含む。)、法第72条 の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含 む。)又は法第72条の25第4項(同条第7項(法第72条の28第 2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。)、 法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場 合を含む。)の規定によつて承認を受けた法人にあつては、指 定された日まで
- (3) 法第72条の25第3項(法第72条の28第2項又は第72条の29第 2項において準用する場合を含む。)の規定によつて承認を受 けた法人にあつては、各事業年度終了の日から3月以内又は指 定された月数の期間内
- (4) 法第72条の25第5項(法第72条の28第2項又は第72条の29第 2項において準用する場合を含む。)の規定によつて承認を受 けた法人にあつては、各事業年度終了の日から4月以内又は指 定された月数の期間内
- (5) 省略
- (6) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、 当該事業年度終了の日から2月以内
- (7) 法第72条の29第3項の規定の適用を受ける法人にあつては、 当該事業年度終了の日から1月以内(当該期間内に残余財産の 最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前 日まで)
- 2 省略

(県たばこ税の税率)

第20条の3 県たばこ税の税率は、1,000本につき1,504円とする。

各事業年度の所得のうち年800万円を超	省略
える金額 <u>及び清算所得</u>	

2 省略

- 3 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行 う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行 う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の 各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ 省略
 - ウ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の7.2を乗じて得た
 - (2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗 じて得た金額
 - (3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6 を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期限)

- **第18条の3** 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法 **│第18条の3** 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法 第72条の25第1項に規定する所得割等若しくは収入割又は清算所 得に係る所得割についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に 定めるところによる。
 - (1) 省略
 - (2) 法第72条の25第2項(同条第6項(法第72条の28第2項 において準用する場合を含む。)又は同項 において準用する場合を含 む。)又は法第72条の25第4項(同条第7項(法第72条の28第 _____において準用する場合を含む。)又 2 項 __において準用する場 合を含む。)の規定によつて承認を受けた法人にあつては、指 定された日まで
 - (3) 法第72条の25第3項(法第72条の28第2項 _において準用する場合を含む。)の規定によつて承認を受 けた法人にあつては、各事業年度終了の日から3月以内又は指 定された月数の期間内
 - (4) 法第72条の25第5項(法第72条の28第2項 _において準用する場合を含む。)の規定によつて承認を受 けた法人にあつては、各事業年度終了の日から4月以内又は指 定された月数の期間内
 - (5) 省略
 - (6) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、 当該事業年度終了の日から2月以内(当該期間内に残余財産の 最後の分配又は引渡しが行われるときは、当該事業年度終了の 日からその最後の分配又は引渡しの行われる日の前日まで)
 - (7) 法第72条の30第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、 残余財産の分配又は引渡しの都度、分配又は引渡しの日の前日 まで
 - (8) 法第72条の31第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、 残余財産の確定した日から1月以内(当該期間内に残余財産の 最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前 日まで)
 - 2 省略

(県たばこ税の税率)

第20条の3 県たばこ税の税率は、1,000本につき1,074円とする。

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

第67条の2 法第72条の38の2第1項及び第6項の規定により事業税の徴収猶予を受けようとする法人は、徴収猶予を受けようとする税額及び期間、担保及びその提供方法その他知事が必要と認める事項を記載した申請書を、法第72条の25、第72条の26、第72条の28又は第72条の29の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

附 則

(県民税の法人税割の税率の特例)

第17条 昭和50年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割

_____の税率は、第13条第 4 項の規定にかかわらず、100分の5 8 とする。

(中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税)

第18条 省略

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のものであるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、法第52条第2項第1号に掲げる法人にあつては法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日、法第52条第2項第3号 に掲げる法人にあつては法第53条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日

の現況によるものとする。

3~6 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項 の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条の 2第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える	100分の6.6

とあるのは

Г	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年	100分の6.6
	10億円以下の金額	
	各事業年度の所得のうち年10億円を超える	100分の7 9
	金額	

と、同条第3項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6 (各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、 100分の7.9)」とする。

2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業

についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の38」とあるのは「100分の15」と、「100分の55」とあるのは「100分の22」と、「100分の72」とあるのは「100分の29」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の36」とあるのは「100分の36」とあるのは「100分の36」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは

「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

第67条の2 法第72条の38の2第1項及び第6項の規定により事業税の徴収猶予を受けようとする法人は、徴収猶予を受けようとする税額及び期間、担保及びその提供方法その他知事が必要と認める事項を記載した申請書を、法第72条の25、第72条の26又は第72条の28 の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

附 則

(県民税の法人税割の税率の特例)

第17条 昭和50年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割及び当該期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の58とする。

(中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税)

第18条 省略

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のものであるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、法第52条第2項第1号に掲げる法人にあつては法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日、法第52条第2項第1号の3に掲げる法人にあつては法第53条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日、法第52条第2項第2号に掲げる法人にあつては同号に掲げる日の現況によるものとする。

3~6 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項 の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条の 2第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える	100分の6.6
金額及び清算所得	

とあるのは

'	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年	100分の6 ん
	10億円以下の金額 <u>及び清算所得</u>	
	各事業年度の所得のうち年10億円を超える	100分の7 9
	金額	

- と、同条第3項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6 (各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、 100分の7.9)」とする。
- 2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税を課される法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税を改成余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の38」とあるのは「100分の15」と、「100分の55」とあるのは「100分の22」と、「100分の72」とあるのは「100分の27」と、「100分の66」とあるのは「100分の36」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の27」と、「100分の73」とあるのは「100分の27」と、「100分の73」とあるのは「100分の4」

と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中 「100分の13」とあるのは「100分の07」と、同条第3項第1号 ウ中「100分の72」とあるのは「100分の29」と、同項第2号中 「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中 「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前項中「第18条の 2 第 1 項第 2 号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた 第18条の2第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100 分の36」と、「100分の79」とあるのは「100分の43」とす

(県たばこ税の税率の特例)

第22条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ 定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻た ばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙 巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第20条の3の規定にかかわ らず、当分の間、1,000本につき716円とする。

と、「100分の96」とあるのは「100分の53」と、同条第2項中 「100分の13」とあるのは「100分の07」と、同条第3項第1号 ウ中「100分の72」とあるのは「100分の29」と、同項第2号中 「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中 「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前項中「第18条の 2第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた 第18条の2第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100 分の36」と、「100分の79」とあるのは「100分の43」とす

(県たばこ税の税率の特例)

第22条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ 定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻た ばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙 巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第20条の3の規定にかかわ らず、当分の間、1,000本につき511円とする。

(愛媛県森林環境税条例の一部改正)

第2条 愛媛県森林環境税条例(平成16年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改 īF 後

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始す る各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方 税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の 規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、 それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得 た額を加算した額とする。

改 īF 前

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始す る各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方 税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第3号の期間に係る 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の 規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、 それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得 た額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の 施行の日(以下「施行日」という。)以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律 第6号。以下「所得税法等改正法」という。) 第2条の規定による改正後の法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第12号の6に規定す る現物分配をいい、残余財産の分配にあっては施行日以後の解散によるものに限る。以下同じ。)が行われる場合、施行日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は施行日以後に解散する 法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に 合併、分割、現物出資若しくは事後設立(所得税法等改正法第2条の規定による改正前の法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立 をいう。以下同じ。)が行われた場合又は施行日前に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の県 民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配が行われる場合、施行日以後に解 散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は施行日以後に解散す る法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に合併、分割、現物出資又は事後設 立が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業 税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 4 施行日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に愛媛県県税賦課徴収条例第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(地方税法(昭和25年法律第226号)

第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等 (新条例第4条第1項第5号に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得 税法等改正法附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から 移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを 施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡した ものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

- (1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき430円
- (2) 新条例附則第22条に規定する紙巻たばこ 1,000本につき205円
- 6 前項の規定により課される県たばこ税の納税地は、新条例第4条第1項第5号の規定にかかわらず、卸売販売業者等にあっては前項の 規定により施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこの貯蔵場所の所在地とし、小売販売業者にあっては同項の規 定により施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこを直接管理する営業所の所在地とする。
- 7 附則第5項に規定する者は、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号。以下「改正法」という。)附則第6条第3項に 規定する申告書を施行日から起算して1月以内に提出しなければならない。
- 8 附則第5項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第12条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税 法等改正法附則第39条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、 当該申告書は、前項の規定により提出されたものとみなす。
- 9 附則第7項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付 しなければならない。

○愛媛県条例第33号

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成.22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和45年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改 正

正 改 前

(事業税の特別措置)

- **第2条** 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条 │ **第2条** 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条 第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平 成23年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、 過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均 一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自 治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下 「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して 課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を 事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事 業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。
 - (1) その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業で ある法人

県内の事業税の課 当該特別償却設備に係る固定資産の価額 税標準とすべき当×-

該事業年度の所得 県内の事務所又は事業所の固定資産の価 額(主たる事業が雷気供給業又はガス供 給業である法人にあつては、当該固定資 産の価額のうち製造事業用、情報通信技 術利用事業(過疎地域自立促進特別措置 法第30条に規定する情報通信技術利用事 業をいう。) 用又は旅館業用の設備に係 る固定資産の価額)

(2) 省略

2 · 3 省略

(事業税の特別措置)

- 第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平 成22年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、 過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均 一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自 治省今第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下 「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して 課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を 事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事 業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。
- (1) その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業で ある法人

県内の事業税の課 当該特別償却設備に係る固定資産の価額

税標準とすべき当×-

該事業年度の所得 県内の事務所又は事業所の固定資産の価 額(主たる事業が電気供給業又はガス供 給業である法人にあつては、当該固定資 産の価額のうち製造事業用、ソフトウェ ア業用

> 又は旅館業用の設備に係 る固定資産の価額)

(2) 省略

2 • 3 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

- 2 改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 3 新条例の適用の日前に改正前の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第2条第1項又は第4条に規定する要件に該当し た者に対する同日以後の事業税又は不動産取得税の課税免除については、なお従前の例による。
- 4 新条例第5条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあっては、同条の規 定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第34号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例(平成19年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 矽 īΕ 前

(事業税の不均一課税)

第3条 常時雇用する労働者(障害者の雇用の促進等に関する法律 第3条 常時雇用する労働者(障害者の雇用の促進等に関する法律 第43条第1項に規定する短時間労働者を除く。以下同じ。)の数 が55人以下である法人(知事が定めるものに限る。)であって平 成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業 年度の雇用障害者数が平成21年4月1日から平成22年3月31日ま での間に開始する最後の事業年度(以下「基準事業年度」とい う。)の雇用障害者数(基準事業年度を有しない法人にあって は、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額 は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年 愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)第18条の2及び 附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に 2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

(事業税の不均一課税)

第43条第1項に規定する短時間労働者を除く。以下同じ。)の数 が55人以下である法人(知事が定めるものに限る。)であって平 成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業 年度の雇用障害者数が平成18年4月1日から平成19年3月31日ま での間に開始する最後の事業年度(以下「基準事業年度」とい う。)の雇用障害者数(基準事業年度を有しない法人にあって は、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額 は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年 愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)第18条の2及び 附則第19条の規定にかかわらず、これら に規定する税率に 2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

2 • 3 省略

第2条 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

後

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(事業税の不均一課税)

改

第3条 常時雇用する労働者

2 · 3 省略

(事業税の不均一課税)

改

が55人以下である法人(知事が定めるものに限る。)であって平 成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業 年度の雇用障害者数が平成21年4月1日から平成22年3月31日ま での間に開始する最後の事業年度(以下「基準事業年度」とい う。)の雇用障害者数(基準事業年度を有しない法人にあって は、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額 は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年 愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)第18条の2及び 附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に

īF

第3条 常時雇用する労働者(障害者の雇用の促進等に関する法律 第43条第3項に規定する短時間労働者を除く。以下同じ。)の数 が55人以下である法人(知事が定めるものに限る。)であって平 成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業 年度の雇用障害者数が平成21年4月1日から平成22年3月31日ま での間に開始する最後の事業年度(以下「基準事業年度」とい う。)の雇用障害者数(基準事業年度を有しない法人にあって は、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額 は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年 愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)第18条の2及び 附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に

īF

前

の数が55人以下であ

2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

- 2 常時雇用する労働者(障害者の雇用の促進等に関する法律第43 │ 2 常時雇用する労働者 条第3項に規定する短時間労働者を除く。)の数が55人以下であ る個人(知事が定めるものに限る。)であって平成20年1月1日 から平成22年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成19年1月 1日から同年12月31日までの期間(以下「基準年」という。)の 雇用障害者数(基準年を有しない個人にあっては、零とする。以 下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限 り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税 率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。
- 3 省略

2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

る個人(知事が定めるものに限る。)であって平成20年1月1日 から平成22年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成19年1月 1日から同年12月31日までの期間(以下「基準年」という。)の 雇用障害者数(基準年を有しない個人にあっては、零とする。以 下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限 り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税 率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

3 省略

第3条 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 正 正 前

(事業税の不均一課税)

第3条 省略

2 常時雇用する労働者

の数が55人以下であ

る個人(知事が定めるものに限る。)であって平成23年1月1日 から平成25年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成22年1月 1日から同年12月31日までの期間(以下「基準年」という。)の 雇用障害者数(基準年を有しない個人にあっては、零とする。以 下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限 り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税 率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

3 省略

(事業税の不均一課税)

第3条 省略

- 2 常時雇用する労働者(障害者の雇用の促進等に関する法律第43 条第3項に規定する短時間労働者を除く。) の数が55人以下であ る個人(知事が定めるものに限る。)であって平成20年1月1日 から平成22年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成19年1月 1日から同年12月31日までの期間(以下「基準年」という。)の 雇用障害者数(基準年を有しない個人にあっては、零とする。以 下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限 リ、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税 率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。
- 3 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第2条の規定及び附則第4項の規定 平成22年7月1日
- (2) 第3条の規定及び附則第5項の規定 平成23年1月1日

(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成 22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 第1条の規定による改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例第3条第1項に規定する要件に該当する法人 に対する平成22年4月1日前に開始した事業年度に係る事業税の不均一課税については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例第3条第1項の規定は、平成22年7月1日以 後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例に よる。
- 5 第3条の規定による改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例第3条第2項に規定する要件に該当する個人 に対する平成23年度分までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第5条の規定による申告期限(法人の事業税に係るものに限る。)が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日まで に到来するものにあっては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第35号

町としての要件に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

町としての要件に関する条例の一部を改正する条例

町としての要件に関する条例(昭和23年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第2条 市町村の合併の特例に関する法律__(平成16年法律第59 │ 第2条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59 号)に基づき町の区域の全部が合併して新たに普通地方公共団体 が設置される場合において、当該普通地方公共団体が当該合併に より前条第1項第2号又は第3号に掲げる要件を備えなくなると きは、同項の規定にかかわらず、知事において特別の事情がある と認める場合に限り、その備えなくなつた要件の全部又は一部を

号)に基づき町の区域の全部が合併して新たに普通地方公共団体 が設置される場合において、当該普通地方公共団体が当該合併に より前条第1項第2号又は第3号に掲げる要件を備えなくなると きは、同項の規定にかかわらず、知事において特別の事情がある と認める場合に限り、その備えなくなつた要件の全部又は一部を 緩和することができる。

附 則

緩和することができる。

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第36号

愛媛県県立自然公園条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。

愛媛県県立自然公園条例等の一部を改正する条例

護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。

(愛媛県県立自然公園条例の一部改正)

第1条 愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
目次	目次
第1章 省略	第1章 省略
第2章 指定、公園計画及び公園事業(第5条 <u>第20条</u>)	第2章 指定、公園計画及び公園事業(第5条 <u>第13条</u>)
第3章 保護及び利用(<u>第21条 第36条</u>)	第3章 保護及び利用(<u>第14条 第29条</u>)
第 4 章 生態系維持回復事業 (第37条 第40条)	
<u>第 5 章</u> 風景地保護協定(<u>第41条 第46条</u>)	<u>第 4 章</u> 風景地保護協定(<u>第30条 第35条</u>)
<u>第 6 章</u> 公園管理団体(<u>第47条 第52条</u>)	<u>第5章</u> 公園管理団体(<u>第36条 第41条</u>)
<u>第7章</u> 雑則(<u>第53条 第55条</u>)	<u>第6章</u> 雑則(<u>第42条 第44条</u>)
<u>第8章</u> 罰則(<u>第56条 第62条</u>)	<u>第7章</u> 罰則(<u>第45条 第51条</u>)
附則	附則
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護すると	第1条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護すると
ともに、その利用の増進を <u>図ることにより、</u> 県民の保健、休養及	ともに、その利用の増進を図り、もつて県民の保健、休養及
び教化に資する <u>とともに、生物の多様性の確保に寄与する</u> ことを	び教化に資することを
目的とする。	目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ
ぞれ当該各号に定めるところによる。	ぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 公園計画 県立自然公園(以下「自然公園」という。)の保	(2) 公園計画 県立自然公園(以下「自然公園」という。)の保

(3)	省略
(0)	

⑷ 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつ て、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをい う。

(公園計画_ ____の決定)

- 第7条 公園計画 決定する。
- 公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならな

(公園計画 の廃止及び変更)

- 第8条 知事は、公園計画_____を廃止し、又は変更しよう 第8条 知事は、公園計画<u>及び公園事業</u>を廃止し、又は変更しよう とするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 前条第2項の規定は、公園計画 の廃止及び変更に 2 前条第2項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更に ついて準用する。

(公園事業の決定)

- 第9条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。
- 2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなけれ ばならない。
- 3 前2項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。 (公園事業の執行)

第10条 省略

- 2 国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体(以下この条 及び第12条において「国等」という。)は、規則で定めるところ により、知事に協議し、その同意を得て、 事業の一部を執行することができる。
- 3 県及び国等以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認 │ 3 公共団体 以外の者は 可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。
- る者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した 申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の 氏名
- (2) 第2条第3号に規定する知事が定める施設(以下この条にお いて「公園施設」という。)の種類
- (3) 公園施設の位置
- (4) 公園施設の規模
- (5) 公園施設の管理又は経営の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で 定める書類を添付しなければならない。
- 6 第2項の同意を得た者又は第3項の認可を受けた者(以下「公 園事業者」という。)は、第4項各号に掲げる事項を変更しよう とするときは、国等にあつては知事に協議し、その同意を得なけ ればならず、県及び国等以外の者にあつては知事の認可を受けな ければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、 この限りでない。
- 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする 者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申 請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をし たときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(3) 省略

(公園計画<u>及び公園事業</u>の決定)

- ________は、知事が、審議会の意見を聴いて **第7条** 公園計画<u>及び公園事業</u>は、知事が、審議会の意見を聴いて 決定する。
- 2 知事は、公園計画 を決定したときは、その概要を │ 2 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を 公示しなければ

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

- とするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- ついて準用する。

(公園事業の執行)

第9条 省略

2	市町			_及び	その	他の	公共団	体 (以下	_г	公共
寸	体			とい	う。) は	ī				
	、	知事に協議し、	その	同意	を得	て、	自然公	園に	関す	<u>る</u>	公園
事	業の一	部を執行するる	ことが	べでき	る。						

- ___、知事の認 可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。
- 4 第2項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとす 4 前2項の規定による協議及び認可の手続並びにその同意を得て 又は認可を受けて行う公園事業の執行に関して必要な事項は、知 <u>事が定める。</u>

- 10 第3項又は第6項の認可には、自然公園の保護又は利用のため に必要な限度において、条件を付することができる。 (改善命令)
- 第11条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 (承継)
- 第12条 公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この頃において「合併法人等」という。)が国等である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が県及び国等以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。
- 2 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の 死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受 ける日までは、被相続人に対してした第10条第3項の認可は、そ の相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第 2 項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の 地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第13条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又 は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらか じめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

- 第14条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、 その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたとき は、当該事業に係る第10条第2項の同意又は同条第3項の認可 は、その効力を失う。
- 2 前項の規定により第10条第2項の同意又は同条第3項の認可が 失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から 30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、第10条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。
- (1) 第10条第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したと き。
- (2) 第10条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付 された条件に違反したとき。
- (3) 第11条の規定による命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第10条第3項又は第6項の認可 を受けたとき。

(原状回復命令等)

- 第15条 知事は、第10条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置 (以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を 示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (報告徴収及び立入検査)
- 第16条 知事は、第10条第3項の認可を受けた者に対し、第9条からこの条まで及び第20条の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第17条 省略

第18条 省略

(適用除外)

第19条 前条の規定は 公園事業のうち国の機関の行う事業について、前2条の規定は公園事業のうち道路法(昭和27年法律第180号)による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第20条 省略

(特別地域)

第21条 省略

2 · 3 省略

4	特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、	知事の許可
	を受けなければしてはならない。ただし、	

非常災害のために必要な応急措置として行う行為<u>又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの</u>は、この限りでない。

(1) • (2) 省略

第10条 省略

第11条 省略

(適用除外)

第12条 前3条の規定は、公園事業のうち国の機関の行う事業について、前2条の規定は、道路法 (昭和27年法律第180号)による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第13条 省略

(特別地域)

第14条 省略

2・3 省略

4 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければしてはならない。ただし、<u>当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為(第5号に掲げる行為を除く。)若しくは同号に規定する湖沼が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第7号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は</u>非常災害のために必要な応急措置として行う行為

_は、この限

りでない。

(1) • (2) 省略

(3)	知事が指定す	る区域内において木竹を損傷すること。	
(3)	和事が拍走り	る区域内にのいて不りを損傷すること。	

- (4) 省略
- (5) 省略
- <u>(6)</u> 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- 10) 省略
- (11) 省略
- (12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- (13) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの____ を捕獲し、若しくは

殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(14) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)。

- (15) 省略
- <u>(16)</u> 省略
- <u>(17)</u> 省略
- <u>(18)</u> 省略
- 5 省略
- 6 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることと 6 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特なつた時において既に当該 別地域内において第4項各号に掲げる行為(同項第5号に掲げる

者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

- 7 省略
- 8 特別地域内において木竹<u>の植栽又は家畜の放牧(第4項第12号</u> 又は第14号に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとす る者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 9 次に掲げる行為については、第4項及び前3項の規定は、適用しない。
- (1) 省略
- (2) 認定生態系維持回復事業等(第38条第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為
- (3) 第41条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの
- (4) 省略

(利用調整地区)

第22条 省略

2 省略

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- **(6)** 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- ① 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの<u>(以下この号において「指定動物」という。)</u>を捕獲し、若しくは 殺傷し、又は<u>指定動物</u>の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- <u>(15)</u> 省略
- 5 省略

行為に着手している

- 6 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第4項各号に掲げる行為(同項第5号に掲げる行為を除く。)又は同項第5号に規定する湖沼が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第7号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の
- ____日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 省略
- 8 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようと

る者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。 9 次に掲げる行為については、第4項及び前3項の規定は、適用 しない。

(1) 省略

- (2) 第30条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの
- (3) 省略

(利用調整地区)

第15条 省略

2 省略

- 3 何人も、知事が定める期間内は、次条第1項又は第7項の認定 │ 3 何人も、知事が定める期間内は、次条第1項 を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域 内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、 この限りでない。
- (1) 前条第4項の許可を受けた行為(自然公園法(昭和32年法律 第161号)<u>第79条第2項</u>の規定によりその例によることとされ る同法第68条第1項後段の規定による協議に係る行為を含 む。)又は前条第6項後段若しくは第8項の届出をした行為 (同法第79条第2項の規定によりその例によることとされる同 法第68条第3項の規定による通知に係る行為を含む。)を行う ために立ち入る場合
- (2) (3) 省略
- (4) 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合
- (5) 第41条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づ いて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、 同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うものを行うた めに立ち入る場合
- (6) 省略
- (7) 省略

(立入りの認定)

- 第23条 自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第3項 に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれ にも適合していることについて、知事の認定を受けなければなら ない。ただし、第7項の認定を受けて立ち入る場合は、この限り でない。
 - (1) (2) 省略
- 2~6 省略
- 7 自然公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、 その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第3 項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及び その者の監督の下に立ち入る者の立入りが第1項各号のいずれに も適合していることについて、知事の認定を受けることができ る。
- 8 第2項から第6項までの規定は、前項の認定について準用す る。この場合において、第5項中「亡失し」とあるのは「その者 若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第6項中 「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち 入る者」と読み替えるものとする。

(指定認定機関)

第24条 省略

- 2 指定認定機関の指定(以下この条から第28条までにおいて単に │ 2 指定認定機関の指定(以下第21条 「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請に より行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができ ない。
- (1)~(3) 省略
- (4) 第28条第2項又は第3項の規定により指定を取り消され、そ の取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (5) 省略
- 4・5 省略
- 6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規 定の適用については、同条第1項、同条第2項から第5項まで (これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)及

- の認定 を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域 内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、 この限りでない。
- (1) 前条第4項の許可を受けた行為(自然公園法(昭和32年法律 第161号)<u>第66条第2項</u>の規定によりその例によることとされ る同法第56条第1項後段の規定による協議に係る行為を含 む。)又は前条第6項 若しくは第8項の届出をした行為 (同法第66条第2項の規定によりその例によることとされる同 法第56条第3項の規定による通知に係る行為を含む。)を行う ために立ち入る場合
- (2) (3) 省略
- (4) 第30条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づ いて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、 同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うものを行うた めに立ち入る場合
- (5) 省略
- (6) 省略

(立入りの認定)

第16条 自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第3項 に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれ にも適合していることについて、知事の認定を受けなければなら ない。

(1) • (2) 省略

2~6 省略

(指定認定機関)

第17条 省略

- までにおいて単に 「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請に より行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができ ない。
 - (1)~(3) 省略
 - (4) 第21条第2項又は第3項の規定により指定を取り消され、そ の取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - (5) 省略
- 4・5 省略
- 6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規 定の適用については、同条第1項 から第5項まで の規定

び同条第7項中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

第25条 省略

(指定認定機関の遵守事項)

第26条 省略

2~5 省略

6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自 ら行う場合、指定認定機関が第4項の許可を受けてその認定関係 事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第28条第2項 若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合における認定 関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、規則で定める。

第27条 省略

(指定認定機関に対する監督命令等)

- **第28条** 知事は、<u>第23条から第30条まで</u>の規定の施行に必要な限度 において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要 な命令をすることができる。
- 2 知事は、指定認定機関が第24条第3項各号(第4号を除く。) のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければ
- 3 知事は、指定認定機関が第26条の規定に違反したとき、同条第 1項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第1 項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を 適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を 取り消すことができる。
- 4 第24条第5項の規定は、前2項の規定による指定の取消しにつ いて準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第29条 知事は、第23条から次条まで の規定の施行に必要な限度 において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を 求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定 認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関 係者に質問させることができる。

2・3 省略

(手数料)

- 第30条 自然公園について第23条第1項若しくは第7項の認定又は │ 第23条 自然公園について第16条第1項 同条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。以下この <u>項において同じ。)</u>の立入認定証の再交付を受けようとする者 は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数 料を県(指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指 定認定機関)に納めなければならない。
 - (1) 第23条第1項の認定 1人につき1,800円を超えない範囲内 において利用調整地区ごとに規則で定める額
 - (2) 第23条第5項の立入認定証の再交付 再交付を受けようとす る立入認定証1枚につき1,000円を超えない範囲内において利 用調整地区ごとに規則で定める額
 - (3) 第23条第7項の認定 アに掲げる額にイに掲げる額を加えた 額
 - ア 2,000円を超えない範囲内において利用調整地区ごとに規 則で定める額
 - イ 1,000円を超えない範囲内において利用調整地区ごとに規 則で定める額に当該認定を受けようとする者の監督の下に立 ち入る者の数を乗じた額
- 2 前項に規定する手数料は、指定認定機関に納める場合にあつて │ 2 前項に規定する手数料は、指定認定機関に納める場合にあつて は、第26条第1項の規程で定めるところにより、納めなければな

中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

第18条 省略

(指定認定機関の遵守事項)

第19条 省略

2~5 省略

6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自 ら行う場合、指定認定機関が第4項の許可を受けてその認定関係 事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第21条第2項 若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合における認定 関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、規則で定める。

第20条 省略

(指定認定機関に対する監督命令等)

- <u>第21条</u> 知事は、<u>第16条から第23条まで</u>の規定の施行に必要な限度 において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要 な命令をすることができる。
- 2 知事は、指定認定機関が第17条第3項各号(第4号を除く。) のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければ
- 3 知事は、指定認定機関が第19条の規定に違反したとき、同条第 1項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第1 項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を 適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を 取り消すことができる。
- 4 第17条第5項の規定は、前2項の規定による指定の取消しにつ いて準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第22条 知事は、第16条から第23条までの規定の施行に必要な限度 において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を 求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定 認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関 係者に質問させることができる。

2 · 3 省略

(手数料)

の認定又は

同条第5項

の立入認定証の再交付を受けようとする者 は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数 料を県(指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指 定認定機関)に納めなければならない。

- (1) 第16条第1項の認定 1人につき1,000円を超えない範囲内 において利用調整地区ごとに規則で定める額
- (2) 第16条第5項の立入認定証の再交付 1件につき600円

を超えない範囲内において利

用調整地区ごとに規則で定める額

は、第19条第1項の規程で定めるところにより、納めなければな

らない。

(条件)

3 省略

第31条 第21条第4項及び第22条第3項第7号の許可には、自然公 園の風致を保護するために必要な限度において、条件を付するこ とができる。

(普通地域)

- 第32条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下 「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようと する者は、知事に対し、知事が定めるところにより、行為の種 類、場所、施行方法及び着手予定日その他知事が定める事項を届 け出なければならない。ただし、第1号及び第3号に掲げる行為 で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされ るものをしようとする者は、この限りでない。
 - (1)~(4) 省略
 - (5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(海域内においてす る場合を除く。)。
 - (6) 省略
- 2~6 省略
- 7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定 は、適用しない。
- (1) 省略
- (2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- (3) 第41条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づ いて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、 同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(中止命令等)

- 第33条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるとき は、第21条第4項若しくは第22条第3項の規定、第31条の規定に より許可に付された 条件又は前条第2項の規定による処分に違 反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その 行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該 土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継 した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しく は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な 措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置 (以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとす る場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確 知することができないときは、知事は、その者の負担において、 当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した 者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の 期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに 当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しく は委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなけ ればならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を 示す証明書を携帯し、関係者に 提示し なければならない。

(報告徴収 及び立入検査)

- らない。 3 省略

(条件)

第24条 第14条第4項及び第15条第3項第6号の許可には、自然公 園の風致を保護するために必要な限度において、条件を付するこ とができる。

(普通地域)

- 第25条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下 「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようと する者は、知事に対し、知事が定めるところにより、行為の種 類、場所、施行方法及び着手予定日その他知事が定める事項を届 け出なければならない。ただし、第1号及び第3号に掲げる行為 で海面内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされ るものをしようとする者は、この限りでない。
 - (1)~(4) 省略
 - (5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(海面内においてす る場合を除く。)。
 - (6) 省略
- 2~6 省略
- 7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定 は、適用しない。
 - (1) 省略
 - (2) 第30条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づ いて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、 同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの
 - (3) 省略
 - (4) 省略
 - (5) 省略

(中止命令等)

- 第26条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるとき は、第14条第4項若しくは第15条第3項の規定、第24条の規定に より許可に付せられた条件又は前条第2項の規定による処分に違 反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その 行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該 十地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継 した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しく は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な 措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置 「原状回復等」という。)を命じようとす る場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確 知することができないときは、知事は、その者の負担において、 当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した 者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の 期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに 当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しく は委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなけ ればならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を 示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示し なければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第34条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第21条第4項若しくは第22条第3項第7号の規定による許可を受けた者又は第32条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、第21条第4項、第22条第3項第7号、第32条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に 、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第21条第4項各号、第22条第3項第7号 若しくは第32条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 4 省略

第35条 省略

(利用のための規制)

第36条 省略

- 2 省略
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、<u>関係</u> 者に 提示しなければならない。

第4章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

- 第37条 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ 効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を 聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画(以 下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
 - (1) 生態系維持回復事業の目標
 - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
 - ③ 生態系維持回復事業の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ 効果的に実施されるために必要な事項
- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。
- 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又 は変更したときについて準用する。

(生態系維持回復事業)

- 第38条 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。
- 2 国及び他の地方公共団体(以下この条において「国等」という。)は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 県及び国等以外の者は、規則で定めるところにより、その行う

- 第27条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第14条第4項若しくは第15条第3項第6号の規定による許可を受けた者又は第25条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、第14条第4項、第15条第3項第6号、第25条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、第14条第4項各号、第15条第3項第6号若しくは第25条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項<u>に規定する</u> 職員は、その身 分を示す証明書を携帯し、<u>関係者の請求があるときは、これを</u>提 示しなければならない。
- 4 省略

第28条 省略

(利用のための規制)

第29条 省略

- 2 省略
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業 を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復 事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の 知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその 生態系維持回復事業を行うことができる。

- 4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提 出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の 氏名
 - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
 - (3) 生態系維持回復事業の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面 その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲 げる事項を変更しようとするときは、国等にあつては知事の確認 を、県及び国等以外の者にあつては知事の認定を受けなければな らない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限り でない。
- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

- 第39条 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれ かに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。
 - (1) 自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
 - (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
 - (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
 - (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第40条 知事は、第38条第3項の認定を受けた者に対し、その生態 系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求める ことができる。

第5章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第41条 知事若しくは市町又は<u>第47条第1項</u>の規定により指定された公園管理団体で<u>第48条第1号</u>に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、自然公園の区域(<u>海域</u>を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区

第4章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第30条 知事若しくは市町又は第36条第1項の規定により指定された公園管理団体で第37条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、自然公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区

域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)~(5) 省略

2~5 省略

第42条 省略

(風景地保護協定の認可)

- の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保 護協定を認可しなければならない。
- (1) 省略
- (2) 風景地保護協定の内容が、第41条第3項各号に掲げる基準に 適合するものであること。

第44条 省略

(風景地保護協定の変更)

第45条 第41条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地 **|第34条** 第30条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地 保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

る公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において 当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対して も、その効力があるものとする。

第6章 公園管理団体

第47条 省略

第48条 省略

第49条 省略

第50条 省略

第51条 省略

第52条 省略

第7章 雑則

(実地調査)

第53条 省略

2・3 省略

- 4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に 提示しなければならない。
- 5 省略

(損失の補償)

第54条 県は第21条第4項の許可を得ることができないため、第31 **第43条** 県は第14条第4項の許可を得ることができないため、第24 条の規定により許可に条件を付された ため、又は第32条第2項 の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生 ずべき損失を補償する。

2~4 省略

第55条 省略

第8章 罰則

- 第56条 第15条第1項又は第33条第1項の規定による命令に違反し た者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は│第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第10条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事 項を変更した者(同条第3項の認可を受けた者に限る。)
 - (2) 第10条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者
 - (3) 第21条第4項又は第22条第3項の規定に違反した者
 - (4) 偽りその他不正の手段により第23条第1項又は第7項の認定 を受けた者
 - (5) 第31条の規定により許可に付された 条件に違反した者

域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)~(5) 省略

2~5 省略

第31条 省略

(風景地保護協定の認可)

- *第43条* 知事は、<u>第41条第5項</u>の規定による風景地保護協定の認可 **│ 第32条** 知事は、<u>第30条第5項</u>の規定による風景地保護協定の認可 の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保 護協定を認可しなければならない。
 - (1) 省略
 - (2) 風景地保護協定の内容が、第30条第3項各号に掲げる基準に 適合するものであること。

第33条 省略

(風景地保護協定の変更)

保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第46条 第44条(前条において準用する場合を含む。)の規定によ │**第35条** 第33条(前条において準用する場合を含む。)の規定によ る公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において 当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対して も、その効力があるものとする。

第5章 公園管理団体

第36条 省略

第37条 省略

第38条 省略

第39条 省略

第40条 省略

第41条 省略

第6章 雑則

(実地調査)

第42条 省略

- 2 · 3 省略
- 4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請 求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 省略

(損失の補償)

条の規定により許可に条件を付せられたため、又は第25条第2項 の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生 ずべき損失を補償する。

2~4 省略

第44条 省略

第7章 罰則

第45条 第26条第1項 の規定による命令に違反し た者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第4項又は第15条第3項の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第16条第1項 の認定 を受けた者
 - (3) 第24条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

- 第58条 第27条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金に処する。
- 第59条 第11条、第32条第2項又は第50条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- **第60条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に 処する。
 - (1) 第16条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは 忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳 述をした者
 - (2) 偽りその他不正の手段により<u>第23条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)</u>の立入認定証の再交付を受けた者
 - ③ <u>第26条第4項</u>の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止 した者
 - (4) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは 忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳 述をした者
 - (5) 第32条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (6) 第32条第5項の規定に違反した者
 - (7) 第34条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (8) 第34条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨 げ、又は忌避した者
 - (9) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに 第36条第1項第1号に掲げる行為をした者
 - (10) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、<u>第36条第2項</u>の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
 - (11) 第53条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立 入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者
- 第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して<u>第56条、第57条、第59条</u>又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
- 第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第10条第9項、第13条又は第14条第2項の規定に違反して、 届出をせず、又は虚偽の届出をした者(第10条第3項の認可を 受けた者に限る。)
 - (2) 第23条第6項(同条第8項において準用する場合を含む。) の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入つた者

の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に

- 第47条 第20条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金に処する。
- **第48条** 第25条第2項又は第39条 の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に 処する。
- (1) 偽りその他不正の手段により第16条第5項

_の立入認定証の再交付を受けた者

- (2) 第19条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止 した者
- (3) 第22条第1項に規定する 報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは 忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第25条第1項の規定による 届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第25条第5項の規定に違反した者
- (6) 第27条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (7) 第27条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨 げ、又は忌避した者
- (8) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに 第29条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (9) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、<u>第29条第</u> 2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条 第1項第2号に掲げる行為をした者
- (10) 第42条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立 入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者
- 第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して<u>第45条、第46条、第48条</u>又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
- 第51条 第16条第6項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入つた者は、5万円以下の過料に処する。

(愛媛県自然環境保全条例の一部改正)

第2条 愛媛県自然環境保全条例(昭和48年愛媛県条例第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(目的)

第1条 この条例は、自然環境を保全することが特に必要な区域等 第1条 この条例は、自然環境を保全することが特に必要な区域等

自然環境の適正な保全を総合的に

推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとと もに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び 将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的と する

(保全地域の指定)

第18条 省略

- 2 知事は、保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、 関係市町の長及び愛媛県環境審議会(以下「審議会」という。) の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1 項に規定する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴か なければならない。
- 3~8 省略

(保全計画の決定)

- 第19条 保全計画(保全地域における自然環境の保全のための規制 又は事業に関する計画をいう。以下同じ。)は、知事が決定す
- 2 保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
- (4) 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項
- つ、その保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 省略

(特別地区)

第21条 省略

2 • 3 省略

- 4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可 を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必 要な応急措置として行う 行為、第1号から第5号まで若しくは 第10号に掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第 1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の 規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定に より指定された保安施設地区(第23条第1項において「保安林等 の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条に おいて準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う 当該許 可に係るもの、第6号 に掲げる行為で前項の規定により知事が 指定する方法により当該限度内において行うもの又は第7号に掲 <u>げる行為で森林の整備及び保全を図るために行う</u>ものについて は、この限りでない。
 - (1)~(6) 省略
 - (7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - (8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でな い植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすお それがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該 植物の種子をまくこと。
 - (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でな い動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすお それがあるものとして知事が指定するものを放つこと (当該指 定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放 牧を含む。)。
 - (10) 省略
 - (11) 省略
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保 全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとと もに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び 将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的と する

(保全地域の指定)

第18条 省略

2 知事は、保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、 関係市町の長及び愛媛県環境審議会

の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1 項に規定する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴か なければならない。

3~8 省略

(保全計画の決定)

- 第19条 保全計画(保全地域における自然環境の保全のための規制 又は施設に関する計画をいう。以下同じ。)は、知事が決定す
- 2 保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
- (1)~(3) 省略
- (4) 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項 3 知事は、保全計画を決定したときは、その概要を公示し、か │ 3 知事は、保全計画を決定したときは、その概要を告示しなけれ ならない。
 - 4 省略

(特別地区)

第21条 省略

2 • 3 省略

4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可 を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必 要な応急措置として行なう行為、第1号から第5号まで若しくは 第7号に掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第 1 項若しくは第 2 項 規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定に より指定された保安施設地区(第23条第1項において「保安林等 の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条に おいて準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行なう当該許 可に係るもの又は第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が

指定する方法により当該限度内において行なう

ものについて

は、この限りでない。

(1)~(6) 省略

- (7) 省略
- (8) 省略

- 5~7 省略
- 8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることと なつた時において既に当該

__行為に着手している者は、その<u>規制されることとなつた</u>日から 起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為 をすることができる。

- 9 省略
- は、適用しない。
- (1) 省略
- (2) 認定生態系維持回復事業等(第26条の3第1項の規定により 行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第 3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。) として行う行為
- (3) 省略
- (4) 省略

(野牛動植物保護地区)

第22条 省略

- 2 省略
- 3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保 護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しく は殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、 次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- (1)~(3) 省略
- (4) 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- 4 前条第5項の規定は、前項第7号の許可について準用する。 (普通地区)

第23条 省略

- 2~5 省略
- 6 次の各号に掲げる行為については、第1項から第3項までの規 定は、適用しない。
- (1) (2) 省略
- (3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(報告及び検査等)

- **第25条** 知事は、保全地域における自然環境の保全のために必要な **│第25条** 知事は、保全地域における自然環境の保全のために必要な 限度において、第21条第4項若しくは第22条第3項第7号の許可 を受けた者若しくは第23条第2項若しくは前条の規定により行為 を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に 対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求 め、又はその職員に、保全地域の区域内の土地若しくは建物内に 立ち入り、第21条第4項各号、第22条第3項本文若しくは第23条 第1項各号に掲げる行為若しくは前条の規定による命令に係る行 為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及 ぼす影響を調査させることができる。
- 2 省略
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたもの

- 5~7 省略
- 8 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特 別地区内において第4項第1号から第6号までに掲げる行為に着 手し、又は同項第7号に規定する湖沼が指定された際同号に掲げ <u>る</u>行為に着手している者は、その<u>指定又は区域の拡張の</u>日から 起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為 をすることができる。
- 9 省略
- 10 次の各号に掲げる行為については、第4項及び第7項の規定 │10 次の各号に掲げる行為については、第4項及び第7項の規定 は、適用しない。
 - (1) 省略
 - (2) 省略
 - (3) 省略

(野生動植物保護地区)

第22条 省略

- 2 省略
- 3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保 護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しく は殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、 次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1)~(3) 省略
 - (4) 省略
 - (5) 省略
 - **(6)** 省略
- 4 前条第5項の規定は、前項第6号の許可について準用する。 (普通地区)

第23条 省略

- 2~5 省略
- 6 次の各号に掲げる行為については、第1項から第3項までの規 定は、適用しない。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 省略
 - (4) 省略
 - (5) 省略

(報告及び検査等)

- 限度において、第21条第4項若しくは第22条第3項第6号の許可 を受けた者若しくは第23条第2項若しくは前条の規定により行為 を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に 対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求 め、又はその職員に、保全地域の区域内の土地若しくは建物内に 立ち入り、第21条第4項各号、第22条第3項本文若しくは第23条 第1項各号に掲げる行為若しくは前条の規定による命令に係る行 為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及 ぼす影響を調査させることができる。
- 2 省略

と解釈してはならない。

(国等に対する特例)

- **第26条** 国の機関又は地方公共団体が行う__行為については、第21 **|第26条** 国の機関又は地方公共団体が行なう行為については、第21 条第4項又は第22条第3項第7号の許可を受けることを要しな い。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その 行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければ ならない。
- 2 省略

(生態系維持回復事業計画)

- 第26条の2 知事は、生態系維持回復事業(保全計画に基づいて行 う事業であつて、当該保全地域における生態系の維持又は回復を 図るものをいう。以下同じ。)の適正かつ効果的な実施に資する ため、保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回 復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」とい う。)を定めるものとする。
- 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
 - (1) 生態系維持回復事業の目標
 - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
 - (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ 効果的に実施されるために必要な事項
- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を 公示しなければならない。
- 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようと するときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更につ いて準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

- 第26条の3 県は、保全地域における自然環境の保全のため生態系 の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回 復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。
- 2 国及び他の地方公共団体(以下この条において「国等」とい う。)は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復 事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認 を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復 事業を行うことができる。
- 3 県及び国等以外の者は、規則で定めるところにより、その行う 生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業 を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復 事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受け て、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を <u>行うことができる。</u>
- 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提 出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の 氏名
 - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
 - (3) 生態系維持回復事業の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面 その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(国等に対する特例)

- 条第4項又は第22条第3項第6号の許可を受けることを要しな い。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その 行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければ ならない.
- 2 省略

- 6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲 げる事項を変更しようとするときは、国等にあつては知事の確認 を、県及び国等以外の者にあつては知事の認定を受けなければな らない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限り でない。
- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定め るところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出 しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書 の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知 事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

- 第26条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のい ずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。
 - (1) 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つ ていないと認めるとき。
 - (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができな くなつたと認めるとき。
 - (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
 - (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定 を受けたとき。

(報告徴収)

第26条の5 知事は、第26条の3第3項の<u>認定を受けた者に対し、</u> その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告 を求めることができる。

(損失の補償)

- **第28条** 県は、第21条第4項若しくは第22条第3項第7号の許可を │ **第28条** 県は、第21条第4項若しくは第22条第3項第6号の許可を 得ることができないため、第21条第5項(第22条第4項において 準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付された た め、又は第23条第2項の規定による処分を受けたため損失を受け た者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
- 2 省略

第7章 罰則

- 又は100万円以下の罰金に処する。
- 50万円以下の罰金に処する。

(1) • (2) 省略

- **第41条** 第23条第 2 項の規定による処分に違反した者は、50万円以 **│ 第41条** 第23条第 2 項の規定による処分に違反した者は、30万円以
- 処する。

(1)~(4) 省略

(損失の補償)

- 得ることができないため、第21条第5項(第22条第4項において 準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を附せられたた め、又は第23条第2項の規定による処分を受けたため損失を受け た者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
- 2 省略

第7章 罰則

- **第39条** 第24条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役 │ **第39条** 第24条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役 又は50万円」以下の罰金に処する。
- **第40条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は │**第40条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金に処する。

(1) • (2) 省略

- **第42条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に │**第42条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に 処する。

(1)~(4) 省略

(愛媛県屋外広告物条例の一部改正)

第3条 愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第2179号外 1

改 正 後	改 正 前		
(禁止)	(禁止)		
第5条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又	第5条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又		
は掲出物件を設置してはならない。	は掲出物件を設置してはならない。		
(1)~(9) 省略	(1)~(9) 省略		
(10) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定に	(10) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第1項の規定に		
より指定された国立公園及び国定公園の特別地域	より指定された国立公園及び国定公園の特別地域		
印 愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)第21	(11) 愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号) <u>第14</u>		
条第1項の規定により指定された県立自然公園の特別地域	条第1項の規定により指定された県立自然公園の特別地域		
(12) ~ (18) 省略	(12) ~ (18) 省略		
2 · 3 省略	2 · 3 省略		

(愛媛県手数料条例の一部改正)

園の利用調整地区の

立入認定証の再交付

26~64 省略

備考 省略

再交付

手数料

Ē	女 正	後				改	正	前	
表 (第 2 条、第 3 条、	第7条関係	()		另	判表 (第2条、	第3条、第	第7条関係	()	
1~5 省略					1~5 省				
6 その他の手数料 	1				6 その他(
事務	名称 一	金	額		事	務	名称	金	額
1~25 省略					1~25 省	略			
25の2 自然公園法	国定公	(1) 自然公園	法第24条第1		25の2 自	然公園法	国定公	1人につき1	,000円を超えた
(昭和32年法律第	園利用	項の認定	1人につき1 <u>8</u>		(昭和3	2年法律第	園利用	い範囲内にお	いて利用調整
161号) 第24条第1	調整地	00円を超え	ない範囲内に		161号) 🧃	第16条第1	調整地	地区ごとに規	則で定める3
項又は第7項の規定	区立入	おいて利用	調整地区ごと		項	の規定	区立入	額	
に基づく国定公園の	認定申	に規則で定	める金額		に基づく	国定公園の	認定申		
利用調整地区への立	請手数	(2) 同条第7	項の認定 ア		利用調整	地区への立	請手数		
入りの認定の申請に	料	に掲げる額	にイに掲げる		入りの認	定の申請に	料		
対する審査		額を加えた	金額		対する審	查			
		ア 2,000円	を超えない範						
		囲内にお	いて利用調整						
		地区ごと	に規則で定め						
		る額							
		<u>イ 1,000円</u>	を超えない範						
		囲内にお	いて利用調整						
		地区ごと	に規則で定め						
		る額に当	該認定を受け						
		ようとす	る者の監督の						
		下に立ち	入る者の数を						
		乗じて得る	た額						
25の3 自然公園法第	国定公	再交付を受け	ようとする立		25の3 自	然公園法 <u>第</u>	国定公	1件につき60	0円
24条第5項(同条第	園利用	入認定証1枚	につき1,000円		16条第 5	項	園利用		
8項において準用す	調整地	を超えない範	囲内において				調整地	を超えない範	
<u>る場合を含む。)</u> の	区立入	利用調整地区	ごとに規則で			o	区立入	利用調整地区	ごとに規則で
規定に基づく国定公	認定証	定める金額			規定に基	づく国定公	認定証	定める金額	

園の利用調整地区の

立入認定証の再交付

26~64 省略

備考 省略

再交付

手数料

(愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第5条 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後					改	正	前			
別表 (第7条例	係)				別	表 (第	7条関係)				
1~4 省	略					1 ~ 4	1 省略				
5 愛媛県	県立自然公	第23条第 4 項及	び第5項(こ	省略		5 ፮	受媛県県立自然公	第16条第4	4 項及び第 5 項	省略	
園条例(昭和33年愛	れらの規定を同	条第8項にお			園名	条例(昭和33年愛				
媛県条例	第50号)	いて準用する場	合を含む。)			媛媽	県条例第50号)				
6~10 省	略					6 ~ 1	0 省略				
		1						1		'	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県県立自然公園条例第15条第3項第1号の改正規定(「前条第6項」を「前条第6項後段」に改める部分を除く。)、同条例第23条第1項第1号の改正規定(「1,000円」を「1,800円」に改める部分に限る。)及び同項第2号の改正規定(「第16条第5項」を「第23条第5項」に改める部分を除く。)、第2条中愛媛県自然環境保全条例第21条第4項の改正規定(「若しくは第2項」の下に「若しくは第25条の2第1項若しくは第2項」を加える部分に限る。)、第3条中愛媛県屋外広告物条例第5条第1項第10号の改正規定並びに第4条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。(愛媛県県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県県立自然公園条例(以下「新自然公園条例」という。)第15条の規定は、この条例の施行の日以後に新自然公園条例第10条第3項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
- 3 新自然公園条例第10条第9項の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。 (罰則に関する経過措置)
- 4 この条例(附則第1項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(規則への委任)

5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

○愛媛県条例第37号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町	事務	市町
1~2 省略		1~2 省略	
3 児童福祉法(以下この項において「法」とい	各市	3 児童福祉法(以下この項において「法」とい	各市
う。)及び法の施行のための規則に基づく事務		う。)及び法の施行のための規則に基づく事務	
のうち、次に掲げるもの		のうち、次に掲げるもの	
(1) 児童福祉法施行規則(以下この項において		(1) 児童福祉法施行規則(以下この項において	
「省令」という。) 第36条の41第1項の規定		「省令」という。) 第36条の37第1項の規定	
に基づく養育里親名簿への登録の申請の受付		に基づく養育里親名簿への登録の申請の受付	
及び当該申請に係る申請書の知事への送付に		及び当該申請に係る申請書の知事への送付に	
関する事務		関する事務	

- (2) 省令第36条の41第2項の規定に基づく専門 里親としての養育里親名簿への登録の申請の 受付及び当該申請に係る申請書の知事への送 付に関する事務
- (3) 省令<u>第36条の42第1項</u>の規定に基づく養育 里親希望者が省令<u>第1条の35</u>に規定する要件 (専門里親希望者にあっては、省令<u>第1条の</u> <u>37</u>に規定する要件)に該当することその他要 保護児童を委託する者として適当と認めるも のであることの調査に関する事務
- (4) 省令第36条の42第2項の規定に基づく養育 里親名簿に登録し、又は登録しないことの決 定(専門里親にあっては、専門里親として養 育里親名簿に登録し、又は登録しないことの 決定)に係る通知書の交付に関する事務
- (5) 省令第36条の43第1項の規定に基づく養育 里親が死亡した場合等の届出の受付及び当該 届出に係る届出書の知事への送付に関する事 務
- (6) 省令第36条の43第2項の規定に基づく養育 里親名簿の登録事項の変更の届出の受付及び 当該届出に係る届出書の知事への送付に関す る事務
- (7) 省令第36条の44第1項第1号の規定に基づ く養育里親名簿の登録の消除の申出の受付及 び当該申出に係る申出書の知事への送付に関 する事務
- (8) 省令第36条の46第1項の規定に基づく養育 里親名簿の登録の更新の申請の受付及び当該 申請に係る申請書の知事への送付に関する事 務
- (9) 省令第36条の47の規定により養育里親の認定等に準じて行う省令第1条の33第2項第1 号に掲げる者(以下この項において「養子縁組希望里親希望者」という。)又は同項第2号に掲げる者(以下この項において「親族里親希望者」という。)の認定等に関する次に掲げる事務

ア~カ 省略

(10)~(13) 省略

4~58 省略

- 59 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号。以下この項において 「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲 げるもの(第2号、第8号から第14号まで、第 16号、第18号、第20号、第30号から第37号ま で、第42号から第55号まで、第57号 から第61 号まで及び第69号の事務については、国内に居 住地及び現在地を有しない被爆者に係るものを 除く。)
 - (1)~(19) 省略
 - ② 政令第8条第4項の規定により知事を経由 する同項の認定書の交付に関する事務

(21) ~ (70) 省略

保健所を設置する

- (2) 省令第36条の37第2項の規定に基づく専門 里親としての養育里親名簿への登録の申請の 受付及び当該申請に係る申請書の知事への送 付に関する事務
- (3) 省令第36条の38第1項の規定に基づく養育 里親希望者が省令第1条の34に規定する要件 (専門里親希望者にあっては、省令第1条の 36に規定する要件)に該当することその他要 保護児童を委託する者として適当と認めるも のであることの調査に関する事務
- (4) 省令第36条の38第2項の規定に基づく養育 里親名簿に登録し、又は登録しないことの決 定(専門里親にあっては、専門里親として養 育里親名簿に登録し、又は登録しないことの 決定)に係る通知書の交付に関する事務
- (5) 省令第36条の39第1項の規定に基づく養育 里親が死亡した場合等の届出の受付及び当該 届出に係る届出書の知事への送付に関する事 務
- (6) 省令第36条の39第2項の規定に基づく養育 里親名簿の登録事項の変更の届出の受付及び 当該届出に係る届出書の知事への送付に関す る事務
- (7) 省令第36条の40第1項第1号の規定に基づ く養育里親名簿の登録の消除の申出の受付及 び当該申出に係る申出書の知事への送付に関 する事務
- (8) 省令第36条の42第1項の規定に基づく養育 里親名簿の登録の更新の申請の受付及び当該 申請に係る申請書の知事への送付に関する事 森
- (9) 省令第36条の43の規定により養育里親の認定等に準じて行う省令第1条の32第2項第1 号に掲げる者(以下この項において「養子縁組希望里親希望者」という。)又は同項第2号に掲げる者(以下この項において「親族里親希望者」という。)の認定等に関する次に掲げる事務

ア~カ 省略

(10)~(13) 省略

4~58 省略

- 59 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号。以下この項において 「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲 げるもの(第2号、第8号から第14号まで、第 16号、第18号_____、第30号から第37号ま で、第42号から第55号まで<u>及び第57号</u>から第61 号まで_____の事務については、国内に居 住地及び現在地を有しない被爆者に係るものを 除く。)
 - (1)~(19) 省略
 - ② 政令<u>第8条第2項</u>の規定により知事を経由 する同項の認定書の交付に関する事務
- (21) ~ (70) 省略

保健所を 設置する 市 59の2~62 省略 59の2~62 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第38号

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附則	附則
1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。	この条例は、平成20年4月1日から施行する。
2 基金は、当分の間、第7条の規定にかかわらず、法附則第14条	
の 2 の事業に係る交付金の交付を行うため、その一部を処分する	
<u>ことができる。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第39号

愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例

愛媛県特別会計条例(昭和39年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定 | 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定 により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、それぞれ当該右欄に 掲げる目的のため、設置する。

名 称	目	的
省略		
農業改良資金		上の措置の改善のため
特別会計		等の一部を改正する法 3号)第1条の規定によ
	る改正前の農業改良資	金助成法(昭和31年法
	律第102号)に基づいて	て行う農業改良資金の貸
	付事業及び青年等の就	農促進のための資金の
	貸付け等に関する特別	措置法(平成7年法律
	第2号)に基づいて行	う就農支援資金の貸付
	事業の円滑な運営と経	理の適正
省略		

により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、それぞれ当該右欄に 掲げる目的のため、設置する。

名 称	目	的
省略		
農業改良資金 特別会計		
	農業改良資金 農業改良資金 律第102号)に基づいて 付事業及び青年等の就 貸付け等に関する特別を 第2号)に基づいて行 事業の円滑な運営と経済	農促進のための資金の 措置法(平成7年法律 う就農支援資金の貸付
省略		

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

○愛媛県条例第40号

愛媛県中山間地域等直接支払基金条例及び愛媛県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例を次のように公布する。 平成.22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県中山間地域等直接支払基金条例及び愛媛県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 愛媛県中山間地域等直接支払基金条例(平成12年愛媛県条例第23号)
- (2) 愛媛県離島漁業再生支援基金条例(平成17年愛媛県条例第82号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第41号

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例

愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改 īF 改 īF 前

附 則

(市町が処理する事務に係る交付金の特例)

占用し、又は使用した海上運送法(昭和24年法律第187号)第8 条第1項に規定する一般旅客定期航路事業者に対し、第11条の規 定に基づき当該占用又は使用に係る占用料又は使用料を減免した 場合における第15条第2項の規定の適用については、同項に規定 する額に、当該減免した占用料及び使用料(知事が定めるものに 限る。)の10分の3に相当する金額の範囲内で知事が定める額を 加算するものとする。

(市町が処理する事務に係る交付金の特例)

平成21年4月1日から平成22年<u>9月30日</u>までの間に港湾施設を │ 2 平成21年4月1日から<u>平成22年3月31日</u>までの間に港湾施設を 占用し、又は使用した海上運送法(昭和24年法律第187号)第8 条第1項に規定する一般旅客定期航路事業者に対し、第11条の規 定に基づき当該占用又は使用に係る占用料又は使用料を減免した 場合における第15条第2項の規定の適用については、同項に規定 する額に、当該減免した占用料及び使用料(知事が定めるものに 限る。)の10分の3に相当する金額の範囲内で知事が定める額を 加算するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県港湾管理条例附則第2項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

○愛媛県条例第42号

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部を改正する条 例を次のように公布する。

平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部を改正す

(県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部改正)

第1条 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例(昭和23年愛媛県条例第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 改 īF 第1条 県立学校における授業料(高等学校の専攻科に係るものに 第1条 県立学校における授業料 限る。以下同じ。) その他の費用については、別に定めるものの その他の費用については、別に定めるものの ほか、この条例の定めるところによりこれを徴収する。 ほか、この条例の定めるところによりこれを徴収する。 第2条 授業料の額は、年額118,800円とする。 第2条 授業料額は、次のとおりとする。 全日制の課程 年額 118 800円 定時制の課程 単位制による課程 年額 32 400円 高等学校 以外の課程 単位制による課程 1単位につき 1 ,750円 年額 118 800円 中等教育学校の後期課程 年額 118 800円 2 前項の規定にかかわらず、高等学校の単位制による定時制の課 程又は通信制の課程に在学する者が高等学校の全日制の課程又は 単位制による定時制の課程以外の定時制の課程において一部の科 目を履修する場合の授業料額は、1単位につき1,750円とする。 第3条 省略 第3条 省略 2 省略 2 省略 前2項の規定にかかわらず、高等学校の単位制による定時制の 課程の授業料及び前条第2項の授業料は、履修科目の受講の承認 を受けた後速やかにこれを納付しなければならない。

(県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部改正)

第2条 県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例(昭和24年愛媛県条例第17号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
県立高等学校における通信教育入学料及び <u>聴講料</u> の徴収条	県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条
例	例
第1条 県立高等学校における通信教育入学料及び聴講料	第1条 県立高等学校における通信教育入学料 <u>、受講料</u> 及び聴講料
は、この条例の定めるところにより徴収する。	は、この条例の定めるところにより徴収する。
第3条聴講料は、1単位につき330円とする。	第3条 受講料及び聴講料は、1単位につき330円とする。
第3条の2 定時制の課程に在学する者で通信教育の科目を受講す	第3条の2 定時制の課程に在学する者で通信教育の科目を受講す
るもののうち、教育長が指定した者は、通信教育の入学料	るもののうち、教育長が指定した者は、通信教育の入学料 <u>及び受</u>
の免除を受けることができる。	<u>講料</u> の免除を受けることができる。
第4条 災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難な者	第4条 災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難な者
に対しては、学校長の内申に基づき教育長の認定によつて、入学	に対しては、学校長の内申に基づき教育長の認定によつて、入学
料の全部又は一部を免除することができる。	料 <u>又は受講料</u> の全部又は一部を免除することができる。
第5条 入学料は入学の際	第5条 入学料は入学の際、受講料は履修科目の受講の承認を受け
、聴講料は聴講の許可を受けた後速やかにこれを納	<u>た後速やかに</u> 、聴講料は聴講の許可を受けた後速やかにこれを納
付しなければならない。	付しなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の規定及び第2条の規定による改正後の県立高等学校における通信教育入学料及び聴講料の徴収条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第1条の規定による改正前の県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の規定による平成21年度以前の年度分の授業料の徴収、 免除及び徴収の猶予については、なお従前の例による。
 - (県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第2条の規定による改正前の県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の規定による平成21年度以前の年度分の受講料の徴収及び免除については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第43号

愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例を次のように公布する。

平成22年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康を保持し、及び増進し、並びにその機能を維持すること(以下「歯と口腔の健康づくり」という。) に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保健医療関係者、教育関係者、社会福祉関係者、事業者、保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)及び県民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- **第2条** 歯と口腔の健康づくりは、歯及び口腔の機能が全身の健康を保持し、及び増進する上で重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならない。
- 2 歯と口腔の健康づくりは、生涯にわたる県民の日常生活における歯及び口腔の疾患(以下「歯科疾患」という。)の予防に向けた取組 並びに歯科疾患の早期発見及び早期治療が重要であるという認識の下に行われなければならない。
- 3 歯と口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔の状態及び歯科疾患の特性に応じて適切かつ効果的 に行われなければならない。
- 4 歯と口腔の健康づくりは、保健医療、教育、社会福祉、労働衛生その他の分野における施策相互の連携が確保されるよう行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める歯と口腔の健康づくりについての基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、 及び計画的に実施する責務を有する。

(保健医療関係者、教育関係者及び社会福祉関係者の役割)

- 第4条 保健医療関係者、教育関係者及び社会福祉関係者は、それぞれその業務において歯と口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるとともに、相互に連携を図るよう努めなければならない。
- 2 保健医療関係者、教育関係者及び社会福祉関係者は、これらの者以外の者が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組との連携に配慮するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、県内の事業所において雇用する従業員に対する歯科に係る検診及び保健指導(以下「歯科検診等」という。)の機会を確保するよう努めるものとする。

(保険者の役割)

第6条 保険者は、その被保険者等の歯科検診等の機会の確保に関する普及啓発その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

- 第7条 県民は、歯科疾患の予防及び歯科検診等の意義についての認識その他の歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 県民は、県及び市町が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組に積極的に参加し、並びにかかりつけ歯科医の支援等を受けることにより、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科保健推進計画)

- **第8条** 知事は、生涯にわたる県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりの 推進に関する計画(以下「歯科保健推進計画」という。)を定めなければならない。
- 2 歯科保健推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりの目標に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、歯科保健推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町及び歯と口腔の健康づくりに関する取組にかかわる者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、歯科保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進計画、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく医療計画その他の県が定める健康づくりに関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。
- 5 知事は、歯科保健推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、歯科保健推進計画の変更について準用する。

(基本的施策の実施)

- **第9条** 県は、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。
 - (1) 県民の歯と口腔の健康づくりに資する情報の収集及び提供
 - (2) フッ化物を用いた洗口等の効果的な虫歯の予防対策の実施の支援
 - (3) 保健医療関係者、教育関係者及び社会福祉関係者相互間の連携協力体制の整備
 - (4) 障害を有する者、介護を必要とする者等に対する歯科検診等の機会の確保
 - (5) 歯と口腔の健康づくりに携わる保健医療関係者、教育関係者及び社会福祉関係者の確保及び資質の向上
 - (6) 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関し必要な施策

(財政上の措置)

第10条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

- 第11条 県は、市町が行う歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画の策定及び市町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、市町に対し、県と協働して歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施すること及び県が実施する歯と口腔の健康づくりに関する 施策に協力することを求めるものとする。

(歯と口腔の健康づくり月間)

- **第12条** 歯と口腔の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する取組が積極的に行われるようにするため、歯と口腔の健康づくり月間を設ける。
- 2 歯と口腔の健康づくり月間は、11月1日から同月30日までとする。

(実態調査及び施策の見直し)

- **第13条** 県は、おおむね5年ごとに、県民の歯と口腔の健康づくりの実態を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (雑則)
- 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成22年6月29日 発行 34